

# ハンセン病問題に学ぶ①

## まずは、教職員が知ることから始めましょう

- ・ハンセン病について知っていますか？
- ・国の隔離政策により、ハンセン病患者、回復者や家族に対する人権侵害が引き起こされたことを知っていますか？
- ・ハンセン病回復者や家族は、どんな思いで過ごしてきたのでしょうか？

### このリーフレットで使用している用語について

#### (1) 「癩」「らい」について

ハンセン病はかつて「癩」「らい」あるいは「らい病」と呼ばれていました。平成8（1996）年、「らい予防法」が廃止された際、それまで「らい」に付加され続けてきた否定的なイメージをすべて解消するという意味から、医学用語、法律用語、行政用語ともに、「ハンセン病」と呼ぶよう改められました。このリーフレットでは、医学用語、法律用語、行政用語、歴史的用語として使用されている「癩」「らい」「らい病」は、そのまま使用し、他は「ハンセン病」として使います。

#### (2) 呼称等について

- ハンセン病回復者：かつて、ハンセン病にかかり、治癒した人。入所者・退所者・非入所者の総称。
- 入所者：ハンセン病療養所に入所している人。
- 退所者：ハンセン病療養所に入所した経験があり、療養所を退所し、地域社会で生活している人。
- 非入所者：療養所に入所歴のないハンセン病回復者。
- 社会復帰：ハンセン病療養所を退所して、地域社会の生活に戻ることを。

## ハンセン病について知っていますか？

### ハンセン病とは

ハンセン病は、明治6（1873）年にノルウェーの医師ハンセンによって発見された「らい菌」の感染によって引き起こされる「慢性細菌感染症」です。「らい菌」はヒトに対して病原性が非常に弱く、菌が感染しても多くの人には「らい菌」に対する防御免疫があり、発病することはありません。これまでの疫学的事実から、社会経済状態が向上すると「らい菌」に対する防御免疫を持ったヒトが増えるために日本のような

先進工業国では発病者がいなくなり自然消滅する病気です。

DDS（ダブソン）という薬での治療により、諸外国では1960年代に入ると、隔離政策は廃止されました。現在は、WHO（世界保健機関）が開発した標準的な多剤併用療法（MDT）で治療されています。

日本では平成8（1996）年に至るまで、隔離政策が継続されました。

### ハンセン病にかかった人やその家族は、なぜ差別されたのでしょうか

近代日本においてハンセン病に係る差別が生じた最も大きな理由は、国が法律を制定し、「絶対隔離政策」を実施してハンセン病を根絶しようとしたことです。国は、「ハンセン病は感染力が非常に強い不治の病で、隔離する以外に感染を予防する方法はない」という偽った情報を人々に広め、差別意識を深化拡大させました。

また、ハンセン病は、症状が皮膚に現れるだけでなく、末梢神経が侵されるために、病気が進行すると運動神経麻痺により顔や手足に変形が起こります。その

外見に対する偏見が生じました。

加えて、原因が不明だった時代に、宗教上の概念で、「業病」（悪業の報いにかかる病気）や「天刑病」（天が下す罰としての病気）などと言われていたことも、この病気に対する否定的な意識をつくり出しました。

現在もなお、ハンセン病回復者や家族に対する偏見や差別は解消されていません。その克服のために、まず、教職員が正しい認識をもてるよう、学ぶことから始めましょう。

# 1. 日本におけるハンセン病問題

## (1) 絶対隔離政策

日本のハンセン病対策は、ハンセン病患者を強制的にハンセン病療養所に隔離し、回復しても退所させないという国の「絶対隔離政策」によって進められました。この政策は、明治40（1907）年の法律第11号「癩予防二関スル件」によって始まり、昭和6（1931）年「癩予防法」、日本国憲法が施行された後も昭和28（1953）年の「らい予防法」によって続けられ、世界的に隔離政策が是正されるようになってからも変わることなく、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまでの89年間に及びました。

年	できごと	内容
明治40 (1907)	「癩予防二関スル件」制定	放浪する患者の収容を目的とする法律。
昭和6 (1931)	「癩予防法」制定	全患者の収容を目的とする法律。
昭和22 (1947)	日本国憲法施行	基本的人権の尊重の観点から、政府内で「癩予防法」、絶対隔離政策の違憲性が議論される。
昭和28 (1953)	「らい予防法」制定	昭和26（1951）年に、ハンセン病療養所の3園長が国会で隔離強化を提言。その結果、絶対隔離政策が継続される。
昭和34 (1959)	WHO第2回らい専門委員会	ハンセン病に関する特例法の廃止を提唱。
昭和38 (1963)	第8回国際らい会議	「強制隔離政策は時代錯誤で廃止すべき」の決議。
平成8 (1996)	「らい予防法」廃止・「らい予防法の廃止に関する法律」施行	「らい予防法」が廃止され、隔離政策はなくなったが、国による隔離政策に対する謝罪、救済施策は無かった。

## (2) 絶対隔離政策の廃止以後の動き

隔離政策の結果、ハンセン病患者や回復者、その家族に対する重大な人権侵害を引き起こし、膨大な数の被害者が生まれました。

年	できごと	内容
平成10 (1998)	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟提訴（熊本地裁）	翌年、東京や岡山でも国家賠償請求訴訟提訴が続いた。最終的に原告団は、2,000名超となる。
平成13 (2001)	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟原告勝訴（熊本地裁）	国は控訴を断念。判決では、行政府である厚生労働省だけでなく、「らい予防法」の廃止を遅らせた国会の立法不作為の責任も認めた。
平成21 (2009)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行	「ハンセン病の患者であった者等」の福祉の増進、名誉の回復等の措置を講ずる。令和元年に法の一部を改正。
平成28 (2016)	ハンセン病家族訴訟提訴（熊本地裁）	家族にまで及ぶ差別、偏見について国の責任を求め、提訴。
令和元 (2019)	6月、ハンセン病家族訴訟原告勝訴（熊本地裁）	11月に「ハンセン病問題基本法」が改正され、家族も対象となると同時に、家族への補償法（5年の時限立法）も制定される。

ハンセン病についての間違った認識や差別感情が人々の間に根強く残り、現在もなお、差別は続いています。ハンセン病回復者や家族が偏見や差別によって傷つけられる事例が後を絶ちません。

## 大阪にもあったハンセン病療養所と反対運動

国は明治42（1909）年に全国を5区域に分け、それぞれの地域ごとに連合道府県立のハンセン病療養所を設置しました。大阪には第3区ハンセン病療養所「外島保養院」が現在の大阪市西淀川区に300床で開設されました。

大正9（1920）年以降、国の方針の下「外島保養院」も1,000床に増床するため、大阪府旧泉北郡への移転計画が示されましたが、移転先の住民による反対運動により、元の立地条件の悪い海拔0mの場所での施設拡張工事となりました。昭和9（1934）年9月21日、近畿地方一帯を襲った室戸台風による5mを超える高潮の被害で、完成間近の施設を含めて外島保養院は壊滅・流失し、全入所者597人の内3割にあたる173人と職員、家族、工事関係者の23人が犠牲になりました。

その後外島保養院は大阪や他府県でも周囲の反対運動によって再建できず、国立ハンセン病療養所長島愛生園のある長島に移転して、昭和13（1938）年に光明園として再興され、昭和16（1941）年からは、現在の国立療養所邑久光明園に至っています。私たちが暮らす大阪からハンセン病にかかった人たちを追い出した排除・差別の歴史があったことを風化させず、同じ過ちを二度と繰り返さないことが大切です。



かつて大阪にあったハンセン病療養所「外島保養院」の写真（『隔離から解放へ 邑久光明園創立百周年記念誌 邑久光明園入所者百年の歩み』より）

### (3) 「無らい県運動」～官民一体となって排除した歴史的事実～

「無らい県運動」とは、自分たちの住む地域からハンセン病患者を一掃しようとする戦前・戦後にわたった官民一体の全国的運動です。ハンセン病患者の地域からの排除は国によってなされたものだけではありません。つまり、市民も加担した歴史があります。この運動は、1930年代初めから1960年代まで行われました。地域で暮らすハンセン病患者をあぶりだし、療養所に送り込むことで、自分たちの地域から患者をなくすことを各都道府県は競い合いました。戦後、日本国憲法が制定された後も「無らい県運動」はより一層強化されました。

この運動は、ハンセン病に対する否定的な意識を強化し、市民がハンセン病患者と疑う人を発見したら警察や保健所に通報（投書）するしくみをつくりあげました。学校も健康診断などでハンセン病の疑いのある子どもを見つけると、保健所や行政機関に通報し、療養所に送り込むことに加担していました。

## 2. ハンセン病患者・回復者が受けた人権侵害

### 入所者が受けた被害の実態

本来、療養所は病気の治療のための施設であるはずですが、しかし、入所者は、外出の自由だけでなく、家族や社会との交流も奪われる等、人権を著しく制限され、また、次のような被害を受けました。

#### ●遺体解剖

「入所時に（自身の）解剖承諾書を書かされた」

※ 9歳の子どもの解剖承諾書が国立ハンセン病資料館に展示されています。死亡後の解剖が多く実施され、病理標本が作製されていました。

#### ●偽名（園名）

「『家族に迷惑をかけるから』という理由で偽名を使うように強要された」

#### ●強制労働

「療養所の予算や職員不足を補うために、土木作業や重症患者の看護・介護、亡くなった入所者の火葬業務などの園内作業をさせられた」

※ そもそも病気であるのに強制労働を強いられ、それにより病状が悪化することも珍しくありませんでした。

#### ●断種・堕胎

「夫は断種手術を受けたそうです。私は夫に『なんて軽率なことをしたの』と責めましたが、彼が、ただ一言、ポツリと、『お前を失いたくなかった』と言って涙ぐみました。」

※ 入所者の逃走を防ぐためとして、療養所内での結婚は許されました。しかし、「優生思想」を背景にハンセン病患者とその配偶者をも対象とした「優生保護法」（昭和23〔1948〕年制定）を根拠として、断種が結婚の条件とされ、妊娠したら堕胎を強要されました。

#### ●監禁・懲罰

「園の方針に逆らうと、監禁室に入れられ、食事も減らされた」

※ 療養所の園長・所長は、大正5（1916）年から懲戒検束権を持っていました。群馬県の栗生楽泉園にあった特別病室（重監房）では、9年間で98人が入れられ、23人も入所者が亡くなっています。

### 退所者・非入所者が受けた人権侵害の実態

療養所の中だけで人権侵害が起きたわけではありません。退所をしても、入所しなくても、日々「差別を受けるのでは」という不安な気持ちをもち続ける人々がいます。

#### 【退所者】

「就職する際、履歴書に療養所内の小中学校にいたことを書けなかったため、履歴を偽ったり、履歴書がいない職場を探した」

「支援者が自宅を訪問してくれても、出したお茶を拒否されるかもしれないと思うと、お茶を出せない」

「家族が差別を受けることを避けるため、配偶者やその家族に病歴を言えない」

「学生時代の話をするだけで、病歴がばれることを恐れ、職場での人間関係を遠ざけてきた」

「ハンセン病回復者であることがばれるのを恐れ、医療にかかることができない」

#### 【非入所者】

「本当は子どもが欲しかった。でも、配偶者に病歴を隠しているので『子どもは嫌いや。いらん』と言い続けてきた」 ※過去には「ハンセン病＝遺伝する病気」という誤った認識が広まっていました。

### 3. 家族が受けた人権侵害

隔離政策や「無らい県運動」によって、ハンセン病の患者本人だけでなく、その家族の人生も破壊されました。

国による「ハンセン病は恐ろしい病気」という誤った宣伝や隔離政策の結果、人々はハンセン病に対して非常に強い偏見をもち、そうした偏見は患者だけでなくその家族に対する差別意識にもつながりました。

#### 【家族の証言】

「いじめが重なると、だんだん『父のせいで私が苦  
労する』という気持ちになり、恨むようになった」

「ハンセン病回復者が家族にいて、離婚に追い  
込まれた」

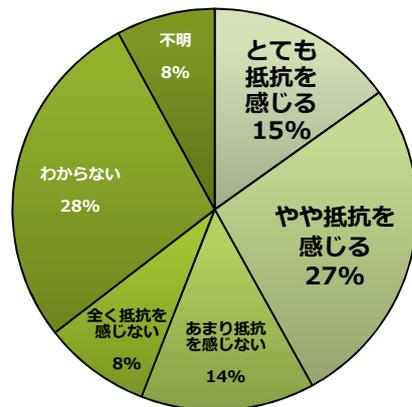
「1歳から9歳までの8年間離れて、親子関係をつ  
れなかった結果、亡くなった母親を見ても、涙一  
つ出なかった。」

#### 【家族が受けた被害の実態】

- ・ 学校で、同級生や教員から差別を受けた。
- ・ 商店に買い物に行っても売ってくれない。
- ・ 銭湯に行っても入浴拒否された。
- ・ 結婚差別や就職差別を受けた など

#### 【今なお残る偏見や差別意識】

「ハンセン病回復者の子どもがあなたの家族と結婚  
すること」について、どう思いますか？



『ハンセン病問題並びにHIV問題に関する市民意識調査報告書』より  
(平成23年3月(社福)大阪府社会福祉協議会「福祉と人権」研究委員会)

#### 【ハンセン病回復者家族の現在】

右のグラフでハンセン病回復者の子どもとの結婚に抵抗を感じると答えた人の割合は、42%います。そのような意識から、親や親族にハンセン病回復者がいることを理由とした結婚差別は今なお起きています。そのため、今も差別を避けるため、身内にハンセン病回復者がいることを周囲に隠さざるを得ない現実があります。また、療養所に入所させられたことで幼い頃から離れて暮らし、家族関係が結ばなかった人もいます。差別は過去のことではありません。

### 4. ハンセン病回復者の現状

#### 【入所者の現在】

青森県から沖縄県まで13の国立ハンセン病療養所と1つの私立療養所(静岡県)があり、令和4(2022)年5月1日現在で、929人が療養生活をしています。

療養所の中には、重い重複障がいがある人も多く、幼少期から入所するなど、社会生活の経験がない人もたくさんいます。国家賠償請求訴訟後も、家族と縁を切られたままで、故郷に帰れない高齢の方がほとんどです。また、89年間続いた強制隔離政策が終わってもなお、偏見・差別が根強く残っていることは、社会復帰のさらなる妨げとなっています。

#### 【退所者・非入所者の現在】

高齢化に伴い、後遺症が重くなり、体が不自由になっている方が多くなっています。それにより、近年、退所者が再入所、非入所者が入所している現状もあります。

偏見・差別を受けてきた経験から、ハンセン病歴が発覚することを恐れ、医療機関や福祉関係の窓口相談に行くことをためらっている方もたくさんいます。友人、家族にハンセン病歴を伝えていない方もいます。未婚の方、配偶者に先立たれた方で単身で暮らしている方も多くいます。大阪府では、平成16(2004)年から、ハンセン病回復者支援センターが相談窓口となり、回復者や家族への支援や啓発活動等を行っています。

#### 根深い偏見と差別～事例から～

平成15(2003)年、熊本県内のホテルが入所者の宿泊を拒否するということがありました。その後ホテル側の謝罪が形式的で不十分だったことに対し、入所者が反発する場面が報道されると、市民から入所者を非難し差別する電話や手紙が相次ぐという二次被害が起きました。入所者から、「社会ではまだまだハンセン病に対する理解が得られておらず、偏見・差別が根強く残っていることを改めて痛感した」との声も聞こえてきました。

#### 参考資料

- 「ハンセン病回復者と家族の相談・支援者向け一問一答」  
(大阪府 社会福祉法人 財団 済生会支部大阪府済生会 ハンセン病回復者支援センター)
- 「ハンセン病問題は終わっていない～私たちにできること」(大阪府)
- 「ハンセン病問題を理解するために」(大阪府)
- 「大阪にあったハンセン病療養所 外島保養院」(大阪市 外島保養院の歴史をのこす会)

令和5年3月  
大阪府教育センター  
人権教育研究室